

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

海に囲まれ、かつ、外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに国連海洋法条約において最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図る必要がある。

海賊の現状等

ソマリア沖・東南アジアにおける海賊行為等事案



出典: FOXNEWS

ソマリア沖・アデン湾における海賊行為等事案



特に急増！

○ 昨年のソマリア沖・アデン湾における海賊事案は、111件。07年の約2.5倍の事案が発生。



出典: 国土交通省HP

我が国にとって、船舶航行の安全確保は極めて重要

国連海洋法条約では、

- すべての国に、最大限に可能な範囲で、海賊行為の抑止のための協力義務
- 公海等における海賊行為につき、海賊船舶等の国籍を問わず、いずれの国も管轄権の行使が可能。

法律の概要

○海賊行為の定義

- 船舶（軍艦等を除く。）の乗組員等が、私的目的で、公海又は我が国領海等において行う①船舶強取・運航支配、②船舶内の財物強取等、③船舶内にある者の略取、④人質強要、⑤①～④の目的での船舶侵入・損壊、他の船舶への著しい接近等、凶器準備航行の行為

○海賊行為に関する罪

- 上記の海賊行為をした者は、その危険性・悪質性に応じた刑に処する。

○海上保安庁による海賊行為への対処

- 海賊行為への対処は海上保安庁が必要な措置を実施する。
- 海上保安官等は、警職法第7条の規定による武器使用のほか、他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止するため、他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器使用（停船射撃）ができる。

○自衛隊による海賊行為への対処

- 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができる。承認を受けようとするときは原則、対処要項（海賊対処行動の必要性、区域、部隊の規模、期間等を記載）を内閣総理大臣に提出。
- 内閣総理大臣は、承認をしたとき等には、国会報告を行う。
- 自衛官に海上保安庁法の所要の規定、武器使用に関する警職法・本法の規定を準用する。

国連海洋法条約に則して、国籍を問わず海賊行為を処罰し、適切かつ効果的に対処